

 北九州市公報	発行所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所
--	---------------------------------

## 目 次

規 則 ページ

- 北九州市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局予防部指導課】 2984

## 告 示

- 平成24年度地籍調査事業計画の一部変更【建設局総務部事業調整課】 2985
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】 2986

## 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による方法書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】 2989

## 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道整備課】 2990

## **本号で公布された条例等のあらまし**

### **◇北九州市火災予防規則の一部を改正する規則**

北九州市火災予防条例の一部改正に伴い、急速充電設備の標識を定めることにしました。

この規則は、平成24年12月1日から施行することにしました。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月15日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第83号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

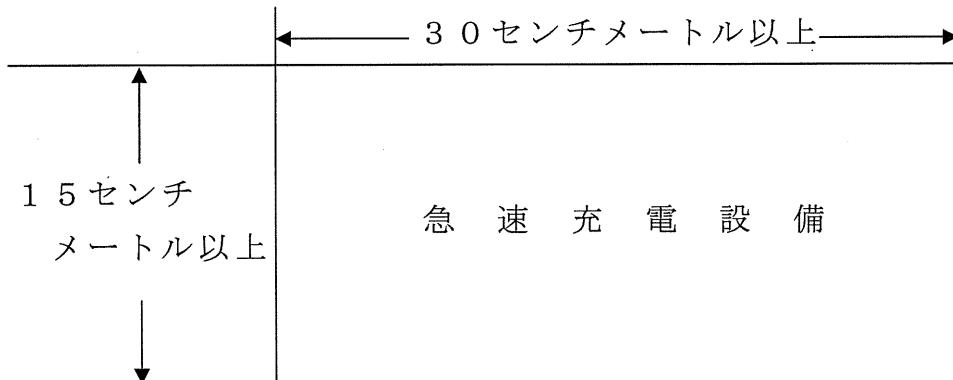
北九州市火災予防規則（昭和49年北九州市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備の標識）

第10条の2 条例第13条の2第2項において準用する条例第13条第1項

第5号の規則で定める標識は、次のとおりとする。



備考 地は白色とし、文字は黒色とする。

付 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

## 北九州市告示第410号

福岡県において、平成24年度地籍調査事業計画の一部が変更されたので、  
国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示  
する。

平成24年11月15日

北九州市長 北橋健治

1 変更後の平成24年度地籍調査事業計画が公示された年月日

平成24年11月13日（平成24年福岡県告示第1918号）

2 調査を実施する者の名称

北九州市

3 調査地域

若松区	赤崎町、上原町、響南町、小石本村町、下原町、深町二丁目、大字安屋及び大字小石の各一部並びに西小石町、原町及び東小石町の全部
小倉南区	葛原東三丁目、沼緑町一丁目、沼南町一丁目、大字葛原、大字曾根及び大字沼の各一部並びに沼本町一丁目及び沼本町四丁目の全部
八幡西区	大字本城の一部並びに御開四丁目及び御開五丁目の全部

4 調査期間

平成24年5月8日から平成25年3月29日まで

## 北九州市告示第411号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があつたので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成24年11月15日

北九州市長 北橋健治

### 1 申請の概要

#### (1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目9番24号

株式会社 新菱

代表取締役 住野晃司

#### (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号

株式会社 新菱

#### (3) 特定施設に関する事項

##### ア 種類、名称及び能力

種類	名称	能力
65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	N-401	容量 1.3m <sup>3</sup>

##### イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

##### ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動
N-401	21時間	3時間	なし

##### エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	N - 4 0 1	
汚水量 (m <sup>3</sup> ／日)	通常	1
	最大	1
水素イオン濃度	通常	2
	最大	2
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常	< 1 0
	最大	< 1 0
浮遊物質量 (mg/L)	通常	< 0 . 5
	最大	< 0 . 5
窒素含有量 (mg/L)	通常	1 3
	最大	1 3
磷含有量 (mg/L)	通常	3 7
	最大	3 7

(4) 汚水等の処理方法に関する事項

汚水等は、すべて回収し産業廃棄物として処理する。

(5) 設置の許可申請のあった施設からの排出水に関する事項

ア 排水口名 排水口No. 5

イ 排出水量及び汚染状態

	設置前	設置後
汚水量 (m <sup>3</sup> ／日)	通常 2 , 2 7 9	同左
	最大 2 , 2 7 9	
水素イオン濃度	通常 7	同左
	最大 5 ~ 9	
化学的酸素要求量 (mg/L)	通常 1 7 . 8	同左
	最大 1 9 . 1	
浮遊物質量 (mg/L)	通常 2 4 . 8	同左
	最大 3 4 . 0	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)	通常 1 未満	同左
	最大 1	
窒素含有量 (mg/L)	通常 4 8 . 0	同左
	最大 5 4 . 4	
磷含有量 (mg/L)	通常 2 . 0	同左
	最大 2 . 4	

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成24年1月15日から同年12月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成24年12月5日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第803号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第8条第1項の規定により方法書の提出があったので、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月15日

北九州市長 北橋健治

1 事業者の氏名及び住所

タテホ化学工業株式会社

代表取締役社長 湊 哲則

兵庫県赤穂市加里屋974番地

2 対象事業の名称

響灘工場建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成24年11月15日から同年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（北九州市立文書館においては、午前9時30分から午後6時まで）

## 北九州市上下水道局告示第45号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

### 下水排除及び下水処理の区域

北九州市門司区西海岸二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区西海岸二丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第46号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

- 1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年11月30日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域

北九州市小倉北区西港町の一部

- 3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉北区西港町内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第47号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市小倉南区大字母原の一部	
" " 葛原三丁目の一部	
" " 德吉西三丁目の一部	
" " 德吉東一丁目の一部	
" " 德吉東四丁目の一部	
" " 中曾根五丁目の一部	
" " 中曾根東二丁目の一部	
" " 平尾台二丁目の一部	

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区大字母原内、葛原三丁目内、德吉西三丁目	

内、徳吉東一丁目原内、徳吉東四丁目内、中曾根五丁目内、  
中曾根東二丁目内及び平尾台二丁目内の各一部

分流式

#### 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町 9 6 番 3 号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 1 0 番 1 号

北九州市曾根浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第48号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域

北九州市若松区響町一丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区響町一丁目内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

## 北九州市上下水道局告示第49号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市八幡西区石坂二丁目の一部	
" " 大字本城の一部	
" " 香月西一丁目の一部	
" " 香月西三丁目の一部	
" " 茶屋の原二丁目の一部	
" " 馬場山の一部	
" " 馬場山緑の一部	
" " 真名子二丁目の一部	
" " 三ツ頭二丁目の一部	

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別

北九州市八幡西区石坂二丁目内、大字本城内、香月西一丁目内、香月西三丁目内、茶屋の原二丁目内、馬場山内、馬場山  
緑内、真名子二丁目内及び三ツ頭二丁目内の各一部

分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター